○総務省
農林水産省
国土交通省
告示第八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の三第十三項及び第二十八条の九第十四項の規定に基づき、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十五年八月二日

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

租税特別措置法施行令第六条の三第十三項及び第二十八条の九第十四項の規定に基づき、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（以下「計画」という。）のうち計画基準を満たすものに係る地区として総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区は、次に掲げる地区とする。

半島振興対策実施地域の名称	地区	計画を策定した者	計画の期間
渡島	北海道亀田郡七飯町	七飯町長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
	北海道檜山郡江差町	江差町長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
津軽	青森県五所川原市	五所川原市長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
南房総	千葉県富津市	富津市長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
	千葉県南房総市	南房総市長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
	千葉県いすみ市	いすみ市長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
	千葉県安房郡鋸南町	鋸南町長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
能登	石川県輪島市	輪島市長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
	石川県珠洲市	珠洲市長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
	石川県羽咋郡志賀町	志賀町長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
	石川県鳳珠郡穴水町	穴水町長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
	石川県鳳珠郡能登町	能登町長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
紀伊	三重県伊勢市	伊勢市長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
	三重県松阪市（旧松阪市、旧飯南町及び旧飯高町の区域に限る。）	松阪市長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
	三重県尾鷲市	尾鷲市長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
	三重県鳥羽市	鳥羽市長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
	三重県熊野市	熊野市長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
	三重県多気郡多気町	多気町長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
	三重県度会郡玉城町	玉城町長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
	三重県北牟婁郡紀北町	紀北町長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
	三重県南牟婁郡紀宝町	紀宝町長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
	奈良県五條市	五條市長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
	奈良県吉野郡大淀町	大淀町長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
	和歌山県有田市	有田市長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
	和歌山県日高郡美浜町	美浜町長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
	和歌山県日高郡日高町	日高町長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
	和歌山県日高郡印南町	印南町長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
	和歌山県西牟婁郡白浜町	白浜町長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
	和歌山県東牟婁郡串本町	串本町長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
丹後	京都府与謝郡与謝野町	与謝野町長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで